

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等 (消費税 (個人) 関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

「更正の請求書 (付表)」など、電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 消費税 \(個人\) 関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請 (消費税法第 30 条第 3 項) (消費税法施行令第 47 条第 1 項)	本来の課税売上割合よりも、その事業者における事業内容等の実態を反映したものであり合理的であるとする理由及びその採用しようとする計算方法によった場合の見込み割合をできるだけ詳細に記載した別紙
輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請 (消費税法第 8 条第 3 項) (消費税法施行規則第 8 条第 2 項)	旅券等の写し、申請の理由となった事実を証する書類
輸出物品販売場購入物品譲渡 (譲受け) 承認申請 (消費税法第 8 条第 4 項) (消費税法施行規則第 9 条)	旅券等の写し、申請の理由となった事実を証する書類
一般型輸出物品販売場許可申請 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 1 項) (消費税法施行規則第 10 条第 2 項)	許可を受けようとする一般型輸出物品販売場の見取図等
手続委託型輸出物品販売場許可申請 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 1 項) (消費税法施行規則第 10 条第 2 項)	許可を受けようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図等
手続委託型輸出物品販売場移転届出 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 3 項) (消費税法施行規則第 10 条第 4 項)	移転しようとする手続委託型輸出物品販売場に係る特定商業施設の見取図等

手続の名称	添付書類の名称
承認免税手続事業者承認申請 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 8 項) (消費税法施行規則第 10 条の 2 第 2 項)	設置しようとする免税手続カウンターの見取図等
免税手続カウンター設置場所変更届出 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 14 項) (消費税法施行規則第 10 条の 2 第 7 項)	移転後の免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図等
自動販売機型輸出物品販売場許可申請 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 1 項) (消費税法施行規則第 10 条第 2 項)	許可を受けようとする販売場の付近見取図等
自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出 (消費税法施行令第 18 条の 2 第 16 項)	変更後の内容で指定自動販売機を設置することを証する書類等
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請（一般型・手続委託型用） (消費税法施行令第 18 条の 5 第 1 項) (消費税法施行規則第 10 条の 8 第 2 項)	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類等
臨時販売場設置届出（一般型・手続委託型用） (消費税法第 8 条第 8 項) (消費税法施行規則第 10 条の 9 第 2 項)	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図等
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請（自動販売機型用） (消費税法施行令第 18 条の 5 第 1 項) (消費税法施行規則第 10 条の 8 第 2 項)	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類等
臨時販売場設置届出（自動販売機型用） (消費税法第 8 条第 8 項) (消費税法施行規則第 10 条の 9 第 2 項)	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図等
臨時販売場変更届出 (消費税法施行令第 18 条の 5 第 5 項)	変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類等
承認送信事業者承認申請 (消費税法施行令第 18 条の 4 第 5 項) (消費税法施行規則第 10 条の 7 第 2 項)	購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラムの概要を記載した書類等
消費税の更正の請求 (国税通則法第 23 条) (消費税法第 56 条) (地方税法附則第 9 条の 4)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
適格請求書発行事業者の登録申請（国外事業者用） (所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号) 附則第 44 条第 1 項)	税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面等

手続の名称	添付書類の名称
<p>適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出</p> <p>(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第2項)</p>	<p>国外事業者の場合、定款の写し、自国における登記簿謄本等、会社案内、会社のHP等</p>
<p>任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出</p> <p>(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正後の消費税法第57条の6)</p> <p>(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)による改正後の消費税法施行令第70条の14)</p>	<p>任意組合等に係る組合契約の契約書の写しその他これに類する書類の写し</p>
<p>任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出</p> <p>(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)による改正後の消費税法第57条の6)</p> <p>(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)による改正後の消費税法施行令第70条の14)</p>	<p>任意組合等に係る組合契約の契約書の写しその他これに類する書類の写し</p>